令和７年第２回本巣市議会定例会議事日程（第１号）

令和７年２月20日（木曜日）午前９時　開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　議案第１号　本巣市こどもの権利条例について

日程第５　議案第２号　本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第６　議案第３号　本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第７　議案第４号　本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第８　議案第５号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第９　議案第６号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第10　議案第７号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第11　議案第８号　本巣市教育長の任命について

日程第12　議案第９号　本巣市教育委員会委員の任命について

日程第13　議案第10号　本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例について

日程第14　議案第11号　本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について

日程第15　議案第12号　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第16　議案第13号　地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第17　議案第14号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第18　議案第15号　本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第19　議案第16号　本巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第20　議案第17号　本巣市基金条例の一部を改正する条例について

日程第21　議案第18号　人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第22　議案第19号　本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第23　議案第20号　本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第24　議案第21号　本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第25　議案第22号　本巣市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第26　議案第23号　本巣市手話言語条例について
日程第27　議案第24号　本巣市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第28　議案第25号　本巣市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
日程第29　議案第26号　本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第30　議案第27号　本巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
日程第31　議案第28号　本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第32　議案第29号　金原辺地に係る総合整備計画の策定について
日程第33　議案第30号　根尾西辺地に係る総合整備計画の策定について
日程第34　議案第31号　本巣東辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第35　議案第32号　令和６年度本巣市一般会計補正予算（第９号）について
日程第36　議案第33号　令和６年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
日程第37　議案第34号　令和６年度本巣市企業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）について
日程第38　議案第35号　令和７年度本巣市一般会計予算について
日程第39　議案第36号　令和７年度本巣市国民健康保険特別会計予算について
日程第40　議案第37号　令和７年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第41　議案第38号　令和７年度本巣市企業用地造成事業特別会計予算について
日程第42　議案第39号　令和７年度本巣市水道事業会計予算について
日程第43　議案第40号　令和７年度本巣市下水道事業会計予算について
日程第44　議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１６名）

１番	吉　村　知　浩	２番	髙　橋　知　子
３番	瀬　川　照　司	４番	飯　尾　龍　也
５番	片　岡　孝　一	６番	髙　橋　時　男
７番	寺　町　　茂	８番	澤　村　　均
９番	髙　橋　勇　樹	10番	今　枝　和　子
11番	髙　田　浩　視	12番	河　村　志　信
13番	鍔　本　規　之	14番	臼　井　悦　子
15番	道　下　和　茂	16番	大　西　徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原　勉	副市長	谷口博文
教育長	川治秀輝	総務部長	村澤　勲
企画部長	林　玲一	市民部長	加納正康
健康福祉部長	小椋真二	産業経済部長	瀬川清泰
都市建設部長	髙橋君治	水道環境部長	青木竜治
教育委員会事務局長	髙木孝人	会計管理者	磯部千恵子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保守康	議会書記	山本　憲
議会書記	廣瀬知倫	議会書記	内木雅浩

午前９時16分　開会

開会の宣告

○議長（道下和茂君）

ただいまから令和７年第２回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりでございます。

なお、議場内において、市長の行政報告及び所信表明を放送関係者が撮影することを許可しておりますので、御報告をいたします。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（道下和茂君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号14番　臼井悦子議員と１番　吉村知浩議員を指名いたします。

日程第２　会期の決定

○議長（道下和茂君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月21日までの30日間とし、２月21日から２月25日、２月27日から３月４日、３月７日から３月20日までを休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど申し述べたとおりにすることに決定をいたします。

日程第３　諸般の報告

○議長（道下和茂君）

日程第３、諸般の報告を行います。

最初に、もとす広域連合議会の報告をお願いします。

10番　今枝和子議員。

○１０番（今枝和子君）

それでは、もとす広域連合議会報告をさせていただきます。

令和７年第１回もとす広域連合議会定例会が、会期を２月６日から２月18日までの13日間として、本巣市役所旧真正分庁舎３階議場において開催されましたので、報告いたします。

定例会では、執行部から提出された10件の議案について審議が行われました。

議案については、条例の制定１件、一部改正３件、令和６年度補正予算３件、令和７年度当初予算３件が提出されました。

条例の制定１件について、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例で、刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて禁錮刑を創設することに伴い、所要の改正を行うものです。

条例の一部改正３件について、１件目は、もとす広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

２件目は、もとす広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例で、令和６年の人事院勧告に鑑み、所要の改正を行うものです。

３件目は、もとす広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例で、令和６年の人事院勧告に鑑み、所要の改正を行うものです。

以上、条例の制定及び一部改正４件の議案のうち、議運から提出のあったもとす広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、付託は省略され、執行部から提出のあった残り３件の議案については、所管する常任委員会に付託及び審査されました。その後、本会議において審議され、この４件の議案は全て原案のとおり可決されました。

補正予算については、令和６年度の一般会計、介護保険特別会計及び老人福祉施設特別会計に係る補正予算３件が提出され、一般会計は既定の予算総額から５万3,000円を減額、また介護保険特別会計は既定の予算総額に632万2,000円を増額、そして、老人福祉施設特別会計は既定の予算総額から2,065万6,000円を減額するものであり、それぞれ提案説明を受け、関係する常任委員会にて審査または協議の後、本会議において審議され、原案のとおり可決されました。

当初予算については、令和７年度の一般会計、介護保険特別会計及び老人福祉施設特別会計に係る当初予算３件が提出され、一般会計は５億9,260万円、介護保険特別会計は87億3,100万円、老人福祉施設特別会計は９億5,620万円の予算総額とするものであり、それぞれ提案説明を受け、関係する常任委員会にて審査または協議の後、本会議において審議され、原案のとおり可決されました。

以上、もとす広域連合議会の報告とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

次に、市長より行政報告及び所信表明をお願いします。

市長。

○市長（藤原　勉君）

おはようございます。

それでは、私のほうから行政報告並びに所信表明を申し上げたいと思います。

東海環状自動車道西回りルートにつきましては、先月29日に国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所並びに中日本高速道路株式会社より、山県インターチェンジから本巣インターチェンジ間が

令和７年４月６日に開通することが公表されました。残る本巣インターチェンジから大野神戸インターチェンジ間につきましても、令和７年夏頃の開通予定が示されておりますが、一日でも早い開通を期待するところでございます。

また、昨年12月９日には、一色小学校の全校児童が中日本高速道路株式会社の協力を得て、道路をキャンバスに思い思いの絵を描きました。将来、高速道路を利用する子どもたちにも大変よい思い出になったのではと感じております。

それでは、整備状況につきまして御報告を申し上げます。

まず初めに、岐阜国道事務所の工事でございますが、本巣パーキングエリア及び本巣インターチェンジ周辺の盛土工事は完了しており、現在は調整池も含めた排水施設の整備もおおむね完了し、残っている側道部の工事を実施しています。なお、現在実施している工事は２月末で完了しますが、新たに整備工事が１月に契約され、側道部の仕上げが進んでいます。

次に、中日本高速道路株式会社の工事でございますが、下部工工事は全てが完成、上部工工事も間もなく完成し、舗装工事、標識工事、設備等工事は開通に向け着々と進んでおります。なお、今後予定されている工事につきまして、岐阜国道事務所においては現在のところ特にありません。

また、中日本高速道路株式会社においては、橋梁下に調整池・立入り防止柵、側道部を仕上げる整備工事を順次発注すると聞いております。

いずれにいたしましても、早期にこの東海環状自動車道の整備が完了いたしますように、引き続き市としても地元調整や工事施工に係る関係部署との調整など、事業推進に万全の協力体制を整えるとともに、東海環状自動車道の整備効果を十分に発揮できるように、インターチェンジへのアクセス道路の整備を県と共に進めるなど、新たな企業誘致や地域活性化に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、各種計画の策定状況につきまして御報告を申し上げます。

初めに、第１期本巣市こども計画につきまして御報告いたします。

国では、令和５年４月に、全ての子どもや若者が健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる社会の実現を目指すことを基本理念としたこども基本法を施行しました。さらに、令和５年12月にはこども大綱を策定し、この大綱では、全ての子ども・若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができるこどもまんなか社会の実現を目指し、６つの基本的な方針を掲げました。

本巣市では、このこども大綱の基本的な考え方を踏襲しつつ、これまで策定していました子ども・子育て支援事業計画などをも包含した新たな本巣市こども計画の策定をするものでございます。

本巣市こども計画では、「みんなでつくる「本巣市こどもまんなか社会を」」基本理念に、４つの基本施策、ライフステージを通した施策の推進、ライフステージ別の施策の推進、子育て当事者への支援、子ども施策の推進体制等を掲げ、子どもが個人として尊重され、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深め、支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、全ての子どもや若者が心豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができるまち、そして

全ての人が子どもと一緒に元気になれるまち、こどもまんなか社会の実現を目指すものでございまして、計画期間は令和７年度から令和11年度までの５年間となります。

なお、本巣市こども計画につきましては、中高生や保護者へのアンケートやパブリックコメントを経て、２月14日に開催しました第３回子ども・子育て会議において、委員の皆様から計画の承認と答申を得たところでございます。

次に、本巣市デジタル田園都市構想総合戦略でございますが、これは令和２年に策定いたしました第２期の総合戦略が計画期間の終期を迎えますことから、第３期の総合戦略として名称を改め、策定するものでございます。

内容につきましては、初めに人口ビジョンとして、令和５年３月に岐阜県人口ビジョンが改定されたことや、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計が更新されたことを踏まえ、2050年、令和32年までの本市の人口ビジョンにつきまして、新たに推計を行ったところでございます。

また、今回策定します総合戦略では、将来の人口推計結果を踏まえ、人口減少対策と人口減少社会におけるまちづくりに視点を置き、加えて、国が目指す全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会、いわゆるデジタル田園都市国家構想総合戦略の流れも含めて、第２期の総合戦略を継承した５つの基本目標、安定した雇用の創出、関係人口と移住・定住者の創出、子育て世代に対する支援、暮らしの安全・安心の確保、魅力あるふるさとづくりにデジタルの視点を加えることで、取組の発展・深化につなげ、ますます元気で笑顔あふれるまちの実現を目指すものでございます。

なお、人口ビジョン及び総合戦略につきましては、市民アンケートやパブリックコメントを経て、３月13日に開催予定の第３回本巣市総合戦略策定推進委員会において計画の承認を受けまして策定することとしております。

次に、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、ゼロカーボンシティ宣言を表明し、その一環として、ボトルｔｏボトル水平リサイクル事業に関する協定をサントリーグループであるサントリー食品インターナショナル株式会社及びサントリーホールディングス株式会社との間で２月５日に締結いたしましたので、御報告を申し上げます。

まず、ゼロカーボンシティ宣言は、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明いたしました。また、協定による水平リサイクル事業は、市が収集した使用済みペットボトルを繰り返し、再び飲料用のペットボトルへとリサイクルさせるものであります。これまでは、市が収集した使用済みペットボトルは、繊維など様々な製品にリサイクルされていましたが、市で再生先の製品の指定ができず、焼却されてしまう用途にリサイクルされるなど、リサイクルの輪が数回で途切れてしまうことがありました。この協定の締結によって、市民の皆様が資源物として排出したペットボトルが飲料用ペットボトルとして繰り返し何度もリサイクルされ、再び市民の皆様へと返っていくリサイクルの輪が出来上がることとなります。こうしたペットボトルの再生が明確に見える化されることで、市民の皆様のリサイクル意識の一層の向上につながるものと考えております。

今後もこうした取組や既存施策の実施を通して、行政、事業者、市民の皆様が一体となった脱炭素型社会の実現、循環型社会の形成推進に努めてまいります。

次に、令和７年第１回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が２月14日に開催されましたので、その概要につきまして御報告を申し上げます。

提出されました案件は、１．専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイムの会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、２．専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、３．令和７年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、４．令和７年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、５．刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、６．岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、７．岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、８．岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、９．岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について、10．岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についての10件でございます。

まず、令和７年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億5,075万円でございまして、主に負担金の増額によりまして前年度対比11.8％、3,700万9,000円の増額となっております。

次に、令和７年度特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,043億4,519万7,000円でございまして、前年度対比0.28％、８億5,150万円の減額となっております。

歳入におきましては、市町村支出金608億4,819万円、国庫支出金977億5,865万1,000円、県支出金256億1,005万6,000円、支払基金交付金1,185億8,344万7,000円及び繰越金８億1,435万8,000円が主なものでございます。

歳出におきましては、保険給付費3,003億4,398万9,000円、健診事業などの保健事業費18億828万6,000円が主なものでございます。

提出されました案件は、いずれも原案のとおり可決されましたので御報告をいたします。

次に、令和７年第１回西濃環境整備組合議会定例会が２月17日に開催されましたので、その概要につきまして御報告を申し上げます。

提出されました案件は、西濃環境整備組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、令和７年度西濃環境整備組合一般会計予算、令和７年度西濃環境整備組合経費の分賦金額及び分賦方法についての３件でございます。

まず、令和７年度西濃環境整備組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億3,230万1,000円でございまして、主に塵芥処理費の増額によりまして、前年度対比1.2％、2,098万2,000円の増額となっております。

歳入におきましては、市町分賦金13億3,901万6,000円、ごみ処理手数料等２億5,876万7,000円が

主なものでございます。

また、歳出におきましては、ごみ処理に係る光熱水費等の需用費６億6,368万5,000円、流動床炉及び溶融炉の定修工事のほか、溶融炉大塊ホイスト更新工事などに伴う工事請負費３億3,012万5,000円及び一般廃棄物処理事業債の償還金元金及び利子１億9,333万6,000円が主なものでございます。

次に、令和７年度西濃環境整備組合経費の分賦金額及び分賦方法についてでございますが、ごみ処理関係分賦金13億380万9,000円及び屋内温水プール関係分賦金3,520万7,000円の合計13億3,901万6,000円を構成市町の搬入量割、人口割、均等割により各市町の負担割合を定めるものでございまして、令和７年度の本巣市の負担額は、全体の15.32％に当たる２億507万5,000円でございます。

提出されました議案は、いずれも原案のとおり可決されましたので御報告いたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

次に、所信表明を申し上げたいと思います。

令和７年第２回本巣市議会定例会の開会に当たり、新年度予算をはじめ提出議案の御審議をお願い申し上げるに先立ちまして、新年度における施策の大綱と私の市政運営に関する所信を申し述べさせていただき、議員各位並びに市民の皆様のなお一層の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

まず初めに、市政の推進に当たり、私が基本とする市政運営につきまして申し上げます。

私は、市長として市政をお預かりして以来、市政の推進に当たり、市民の皆様の声をよく聞く、現場主義、対話主義、市民目線を基本姿勢に市政運営に努めてまいりました。

新年度におきましても、引き続きこうした市政運営を基本姿勢に、私が重点的に取り組んでいくとしております６つの基本政策に基づき、５年後、10年後もますます元気で笑顔あふれる本巣市であり続けられるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、国の令和７年度予算編成及び令和７年度地方財政対策に基づき編成いたしました新年度予算の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、国の令和７年度地方財政対策によりますと、地方交付税の交付団体ベースによる一般財源総額は、社会保障関係費、人件費の増加や物価高が見込まれる中、地方団体が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、前年度比1.7％、１兆535億円増の63兆7,714億円が確保され、前年度を上回る額となったところでございます。

また、地方公共団体の重要な財源であります地方交付税につきましても、前年度比1.6％に当たる2,904億円増の18兆9,574億円となっており、かつ交付税の振替財源である臨時財政対策債は、制度創設以来初めての新規発行額が計上されないことに加え、交付税特別会計借入金の償還繰り延べ分２兆2,000億円の償還が計上され、地方財政の健全化が大きく図られている状況でございます。

地方財政は、人口減少や少子高齢化が深刻化する中で、社会保障関係費の増加はもとより、物価高騰による自治体のサービス、施設管理などの経費の増加に加え、多発する災害に備えるための防災・減災対策に要する経費や子ども・子育て政策の強化、デジタル化、脱炭素化などの財政需要が

見込まれ、さらには、仮に今後、いわゆる103万円の壁に係る基礎控除額等の引上げの見直しが行われれば、地方財政に大きく影響するものと思われます。

次に、本市の財政状況を申し上げますと、合併以来、財政の健全化を維持していくため、行財政改革大綱に基づく行財政改革実施計画の着実な推進、さらに毎年の予算編成に当たり、経常経費を一定額削減する取組や有利な地方債の活用、安定した市税収入の確保などに努めてまいりました。その結果、財政の健全化判断比率は国が示す基準以下となっており、現段階では健全性は保たれている状況でございます。

しかしながら、今後の財政見通しでは、歳入につきましては、我が国を取り巻く社会経済の不透明な状況が依然として続く中、長引く物価高騰により生産コストが上昇し、食料品など市民生活に身近な商品が高騰しており、消費者物価は上昇するものの、物価上昇を上回る賃上げの定着がなければ個人消費が足踏みすることが予測され、経済に与える影響が懸念される中で、安定した自主財源の確保は厳しい状況が見込まれます。

一方、歳出は、少子高齢化社会の進展により、医療や介護などに要する経費、いわゆる社会保障関係費の増加が続いており、賃上げに伴う人件費や適正な価格転嫁による労務費の増加、さらにはエネルギー価格の高騰による光熱費なども年々増加しております。加えて、建物、道路、橋梁などの長寿命化、公共施設の統廃合に係る経費も見込んでいく必要があります。

また、金利上昇に伴う地方債の借入れ利率の上昇や、東海環状自動車道周辺道路や新庁舎の整備などに活用してきた合併特例債などの公債費は増加傾向にあり、後年度の償還額について交付税措置があるものの、厳しい財政運営が見込まれます。

このため、将来にわたって財政の健全性を保ちつつ、持続可能な自治体、元気で笑顔あふれるまちを実現していくためには、これまでの改革の手を緩めることなく、本巣市にとって何が最適かを常に考え、前例踏襲にとらわれることなく、限られた財源の中でより高い成果を目指して選択と集中を繰り返し、新たな施策の推進と財政の健全性の両立を図ってまいりたいと考えております。

こうした本市の財政状況を踏まえながら編成いたしました令和７年度一般会計当初予算につきまして、まず歳入でございますが、自主財源の柱である市税収入は、個人所得の回復や景気の緩やかな回復による企業収益の増加が見込まれ、また令和６年度分の個人住民税の定額減税終了に伴い、大幅な増額を見込んでおります。固定資産税も市内企業の新工場の完成により増額となっております。市税全体では、対前年度当初比約２億8,000万円増の55億2,000万円余を見込んでおります。

地方交付税につきましては、主に財源不足額に対する臨時財政対策債の発行額の皆減に伴い、普通交付税が増額となり、対前年度当初比２億5,000万円増の50億2,000万円を見込んでおります。

地方譲与税、地方消費税交付金など国からの交付金は、定額減税の終了に伴い、地方特例交付金が減額となり、対前年度当初比約6,500万円減の13億6,000万円余を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、児童手当の抜本的拡充に伴う制度改正などにより、国庫負担金が約２億2,000万円増加し、全体で17億3,000万円余を見込んでおります。

寄附金につきましては、ふるさともとす応援寄附金で、返礼品の新規開拓やポータルサイトのブ

ラッシュアップなどの取組により、過去最高の寄附額を更新したことから、前年度と同額の10億円余を見込んでおります。

繰入金につきましては、主に庁舎整備事業の完了などにより、公共施設等整備基金からの繰入金が皆減したことで、対前年度当初比約８億4,000万円減の７億5,000万円余を見込んでおります。

また、市債につきましては、本巣消防署整備事業等に伴う緊急防災・減災事業債、市道西部連絡道路線道路舗装事業等に伴う緊急自然災害防止対策事業債の増加などにより、対前年度当初比約６億円増の21億5,000万円余を見込んでおります。

歳出におきましては、新年度も元気で笑顔あふれるまちづくりを目指し、市民の安全・安心を守るための消防署整備事業や、児童・生徒がＤＸ時代を生き抜いていける環境を整えるＩＣＴ機器整備事業をはじめ、引き続き、教育・子育て支援、移住・定住対策、景気・雇用対策、防災対策などの事業にもきめ細かく関連経費を盛り込んでおります。

また、東海環状自動車道本巣インターチェンジの開通を４月に控え、加えて、夏頃には本巣パーキングエリアもオープンの予定であり、今後、本巣市の交流人口は大幅に増加することが見込まれます。このため、この機会を逃すことなくチャンスと捉え、人の流れを生み出し、滞留させることで地域経済の好循環を拡大させていきます。

その手始めとして、新年度は開通記念イベントとして、市民や企業、行政のそれぞれが主役となり、それぞれの特性を生かしたイベントをつくり上げていきます。地域の魅力を最大限に引き出し、市民や観光客に楽しんでもらえる魅力的なイベントを実施してまいります。

さらに、今年度、市が実施する全ての事業を対象に、一切の聖域を設けずゼロベースから事業効果や手法などを精査し、市民ニーズに適しているか、前例踏襲で漠然と続けていないかなど、外部評価委員を交えてあらゆる面から厳しく事務事業の総点検を行いました。

新年度予算では、外部評価の意見を踏まえ、事業継続の可否や手法の検討など、しっかりとＰＤＣＡサイクルを回しながら市民目線での選択と集中に努め、市民に寄り添った施策の展開ができるよう、ソフト事業を中心に新たな事業や拡充強化のための予算を計上し、よりきめ細やかな予算編成に努めたところであります。

こうした歳入歳出の見込みにより編成いたしました新年度の一般会計当初予算の総額は、対前年度当初比で2.7%、５億3,000万円増の202億5,000万円となっております。

当初予算が増額となった主な要因は、消防署整備事業及び本巣北分署整備事業が約５億4,000万円、道路緊急自然災害防止対策事業が約３億5,000万円、学校ＩＣＴ機器整備事業が約２億5,000万円の増額となったことが大きく影響しており、庁舎整備事業が約10億円の減額となっていますが、人件費の増額もあることから予算総額は昨年度を上回り、過去３番目に大きい予算規模となっております。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計（事業勘定）では、国民健康保険の被保険者数の減少に伴う療養給付費の減額による減、国民健康保険特別会計（施設勘定）では、医師等の退職による人件費の減額などにより減となっております。

後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額などにより増となり、企業用地造成事業特別会計では、浅木地区企業用地造成事業における造成工事費の減額による減となっております。

新年度の特別会計予算の総額は、対前年度当初比で2.5％、１億1,500万円減の44億5,100万円でございます。

水道事業会計につきましては、主に営業設備費の減少により、予算の総額は対前年度当初比で1.1％、約1,700万円減の16億3,000万円余となっております。

また、下水道事業会計につきましては、主に処理場建設改良費の増額により、予算の総額は対前年度当初比で1.7％、約3,000万円増の17億7,000万円余となっております。

それでは、令和７年度予算の主な施策につきまして、ますます元気で笑顔あふれる本巣市づくりを目指し、重点的に取り組む６つの基本施策に基づき、順次御説明を申し上げます。

まず、基本政策の１つ目は、将来にわたって活力のある地域にするため、企業誘致をはじめ、商工会などと連携した活力のある商工業の振興、観光振興や魅力ある特産品の開発など、新たな産業の生まれるまちづくりを推進してまいります。

活力あふれる元気な本巣市を築くためには、産業の創出や雇用の場の確保が欠かせません。東海環状自動車道の山県インターチェンジから本巣インターチェンジまでの開通が４月６日と発表され、また本巣インターチェンジから大野神戸インターチェンジの区間も今年の夏頃に開通予定となっております。両区間の開通によりアクセス性が格段に向上し、地域間の往来がより便利になることで、広域集客の促進や輸送時間の短縮などが期待されており、本巣市のポテンシャルは一層高まってまいります。この高いポテンシャルを最大限活用できるよう、市内への企業誘致と雇用創出を推進してまいります。

新年度におきましては、浅木地区に加え、北屋井地区でもオーダーメード型の企業誘致造成事業を進めることとしており、引き続き新たな企業の誘致に向け取り組んでまいります。

さらに、これまで東海環状自動車道の開通を見越し、もとまるパークや都市計画道路長良糸貫線など、地域の活気、にぎわいの創出に向けた整備を進めてまいりましたが、今後それらの相乗効果をより一層飛躍させていくためにも、都市計画マスタープランの改定に合わせ、立地適正化計画を策定し、住宅や医療・福祉施設、商業施設など様々な都市機能の持続性を高めていくことで、将来にわたって活力のある地域づくりを進めてまいります。

景気・雇用対策につきましては、主要な幹線道路の整備、地域内の生活道路や防災・交通安全対策などの普通建設事業費に所要の予算を配分し景気対策に努めるとともに、市内の事業者への優先発注などを通じ、地域経済へ寄与できる予算を確保してまいります。また、引き続き工業団地へ誘致した企業に対し、市民の雇用を働きかけ、市民を常用従業員として雇用した場合には雇用奨励金を交付することで市民の雇用の場を確保してまいります。

さらに、商工会と連携し、急激な円安などによる物価高騰や環境問題、いつ起こるか分からない災害時への対応など、目まぐるしい社会変化の中でも努力を惜しまない市内事業者の事業活動継続

と活性化を目的に、事業者サポート補助金交付事業などを通じ、市内事業者への支援を引き続き行ってまいります。

加えて、地域公共交通事業者であります樽見鉄道に対しても、もとまる商品券と企画列車等をセットにした事業に補助することで、誘客拡大による鉄道事業の経営安定化と地域における消費喚起を促し、継続的な市内消費の増大による地域活性化を図ってまいります。

農業対策につきましては、かけがえのない農地の保全のため、土地改良事業による圃場整備を進め、担い手の確保に努めてまいります。また、新規就農者に対しても、きめ細やかな支援を進め、地域農業への定着を図るとともに、ロボット技術やＡＩを活用したスマート農業技術の導入を支援し、作業の省力化、効率化につなげることで担い手不足や労働力不足の解消を図るなど、引き続き農業経営の安定化に向けた取組を進めてまいります。

林業振興につきましては、森林経営管理制度を活用した林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進し、森林の環境保全や防災機能の向上など、多様で健全な森林への再生に取り組みます。また、森林技術者の担い手対策は重要な課題であり、資材運搬ドローン等のＩＣＴ技術導入を支援することで、労働生産性を向上させるとともに、危険が伴う作業の軽減を図り、林業労働の魅力向上にもつなげてまいります。

ふるさと納税制度を活用した地場産品の開発につきましては、昨年９月に条例を制定し、市の地域特性を生かした魅力ある地場産品の創出に向けた取組を進めてまいります。クラウドファンディングを活用し、市と市内事業者の共同で立ち上げたプロジェクトに賛同いただいた方の寄附を原資に、サービス提供に向けた施設整備に支援をしてまいります。ふるさと納税は、市内事業者の販売促進や市のＰＲにもつながることから、改めて市内事業者等と連携し、魅力的な地場産品の充実に積極的に取り組んでまいります。

次に、基本政策の２つ目は、少子化対策や子育て支援などにより、安心して地域で子どもを育てることができるまちづくりを推進してまいります。

子どもは地域の宝、これからの本巣市を担っていく私たちの未来です。子どもが個人として尊重され、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深め、安心して子どもを産み育てることのできる環境を実現するためには、子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、支援していくことが必要です。

令和７年度からは、こども基本法の基本理念やこども大綱の基本的な方針を踏襲しつつ、これまでの子ども・子育て支援事業計画を包含した本巣市こども計画がスタートします。全ての子どもや若者が心豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができ、全ての人が子どもと一緒に元気になれるまち、本巣市こどもまんなか社会の実現を目指してまいります。

まず１つ目は、ライフステージを通した施策の推進です。子どもたちが多様な遊びや体験ができるよう、留守家庭教師や延長保育、預かり保育など、家庭の事情により行動に制限を受ける子どもが集まれる場所を引き続き確保してまいります。

また、子どもの貧困対策として貧困の解消・連鎖を断ち切るために、本巣市奨学金返還支援制度

の普及を推進し、奨学金の返還に負担を感じている若年層を経済的に支援するとともに、市内への定住促進や市内での労働力確保につなげてまいります。

さらに、児童虐待防止の支援として、子育て世帯訪問支援事業に新たに取り組みます。家事や育児に不安や負担を抱えた子育て家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みに耳を傾けながら、家事や育児に対する支援を行うことで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりなどを未然に防ぐよう努めてまいります。

次に２つ目は、ライフステージ別の施策の推進です。子どもの誕生前から幼児期までは、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。令和７年度からは、国の成育医療等基本方針を踏襲して策定した本巣市母子保健計画（第三次）に基づき、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して保健師等が妊婦や子育て家庭に寄り添い、身近に相談に応じることで、その後の必要な支援につないでいく伴走型相談支援の充実を図ってまいります。そのほかにもファミリー・サポート・センターや子育て支援センター、子どもセンターなどを通じて、子育て家庭の育児相談や支援、地域の人とのつながりをつくり、育児への不安の解消を図ってまいります。

また、新年度は新たな取組として、生後６か月から満３歳未満の保育所等に通っていない子どもの育ちを支えるこども誰でも通園制度を開始いたします。国においては、令和８年度から全自治体での実施としていますが、それに先駆け実施するものです。家庭とは異なる経験や子ども同士の触れ合いを通して子どもの健やかな成長を支援するとともに、子育てに悩みや不安を抱えている保護者に寄り添った支援を進めてまいります。市内幼児園と小規模保育施設において、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用ができ、多様化する保育ニーズへ官と民が連携して対応することで、市内の子育て環境を充実させてまいります。

さらに、学童期や思春期など、それぞれのステージに応じた施策を展開してまいります。学童期や思春期は身体も心も大きく成長する時期であり、小さな失敗を経験しながら成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていく必要があります。伝統文化や芸術活動など、地域や学校の特色を生かした生きる力を育てる教育活動の推進や、学習状況に即したきめ細かい少人数指導の充実を図ってまいります。また、健康や性に関する正しい知識の習得にも、関係機関や家庭と連携して取り組んでまいります。

次に３つ目は、子育て当事者への支援です。本市では、これまでも全ての子ども・子育て世帯に対して、親の働き方やライフスタイル、子どもの年齢に応じて、切れ目のない経済的な負担軽減や支援に努めてまいりましたが、引き続き子育て世帯への様々な手厚い支援を行ってまいります。

子育てや教育に関する経済的負担の軽減としましては、出産祝金の支給や保育園の保育料軽減、18歳まで拡充した医療費の無償化、小学校新１年生にはランドセルとヘルメットの入学祝い品の贈呈、多子世帯の援助として給食費の助成など、それぞれの段階で切れ目のない負担軽減策を着実に実施してまいります。

また、夫婦が協力しながら子育てし、それを職場が応援できる共働きや共育てを地域全体で支援する取組も推進するとともに、独り親家庭が抱える様々な課題に対して、親子それぞれの状況に応

じた細やかな支援が適切に行えるよう取り組んでまいります。

そうした中でも、市として特に力を入れているのが学校給食です。他の学校に負けない質の高いおいしい学校給食は、子どもたちが待ち望んで楽しみにしています。手作り感あふれる家庭の味を求め、栄養教諭や給食アドバイザー、調理員が常に努力しているからこそ実現できています。給食は生きた教材です。健康な体の基盤づくりはもちろん、食事のマナーや食べ物への感謝、家庭での給食の話題などを通して食への関心を高めています。物価高騰により米の価格は過去に例を見ない高騰となっておりますが、使用食材の品質を落とさないようしっかりと支援していくとともに、本巣市産の野菜やジビエなどの食材を使用し、ふるさと食材の日やもとまる給食の日、児童・生徒が考えた料理などの取組をこれからも継続し、学校給食の充実と市内生産者の育成につながる事業として推進してまいります。

こうした取組を包括的に展開することで、安心して地域で子どもを育てられるまちを実現してまいります。

次に、基本政策の３つ目は、地域で支え合い、高齢者や障がいのある方々が安心して健やかに生き生きと暮らせるまちづくりを推進してまいります。

高齢者対策につきましては、新年度から新たな取組として、高齢者向けｅスポーツ教室を開始します。ｅスポーツの魅力は、誰でも簡単に楽しく取り組め、世代同士や異世代との交流が図られることです。高齢者が家庭用ゲーム機などによるｅスポーツを通じてフレイル予防や認知症予防に取り組み、一人でも多くの方が長く健康で生活できるよう支援いたします。

その他にも、脳を元気にする教室や体を元気にする教室、もとまるトレーニングクラブなど、高齢者の方に関心を持ってもらえるよう様々な介護予防教室を用意、工夫してまいります。

また、フレイル予防で重要とされる社会活動への参加につきましても、高齢者タクシー利用助成事業などを通じて外出の機会をつくり、自宅などでは味わえない時間を過ごし、様々な刺激を得られる社会参加への機会提供にも努めてまいります。

障がい者対策につきましては、障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる社会を目指し、手話が言語であることを明確にする手話言語条例の制定を進め、手話の普及啓発に努めてまいります。

また、新庁舎開庁に合わせ設置いたしました福祉総合相談室では、子育て家庭や高齢者、障がいのある方など相談者からの福祉に関する困り事をワンストップでお受けしており、複雑化、複合化する生活課題に寄り添いながら、関係する機関と連携を密に調整しながら家庭全体の支援につなげてまいります。

次に、基本政策の４つ目は、豊かな自然環境を保全し、防災対策や交通安全対策などにより、心豊かに暮らせるまちづくりを推進してまいります。

まず、防災対策についてです。令和６年１月１日に発生いたしました能登半島地震では、家屋の倒壊、大規模火災、津波により甚大な被害が発生し、今もなお被災した地域での生活再建が厳しい状況が続いております。一日も早い復旧・復興、そして被災された方に平穏な日々が戻りますよう

心より願っております。

地震を含む自然災害は、いつどこで発生するか分かりません。８月には日向灘を震源とする地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報、いわゆる巨大地震注意が発表され、その後、南海トラフ地震の30年以内に起こる確率が70から80％だったものが80％に引き上げられております。また、県内でも８月には台風10号により西濃地方を中心に大雨に見舞われ、大垣市、池田町、養老町で浸水被害が発生しております。

こうした災害に対して、あらゆるリスクを見据えて、いかなる自然災害が発生しようとも、人命の保護、重要機能の維持、被害の最小化、迅速な復旧・復興が行えるよう国土強靱化地域計画を更新いたします。これまでの災害での教訓や職員の災害派遣で得たノウハウをしっかりと取り入れながら、災害に強くしなやかな本巣市をつくり上げてまいります。

また、災害発生時はもとより、市民の生命、身体、財産を常に守っていくために、消防広域化に伴う適正配置計画に基づき、本巣消防署及び本巣北分署の整備も進めてまいります。

その他にも、災害に備え、防災士の養成や自治会の地区防災計画の策定支援を進めるほか、災害時に協力いただける井戸所有者を増やすための普及啓発や、市役所本庁舎にも災害発生後の停電時でも使用できる手動式の井戸揚水設備を整備してまいります。

また、避難所の暑さ対策など避難生活の環境整備のため、残りの２校となっておりました土貴野小学校と根尾学園の体育館に空調設備を設置することで、市内小・中・義学校全ての指定避難所の環境整備が整うこととなります。

防犯対策につきましては、登下校時の見守り隊や防犯灯の設置を進めるとともに、もとメールを活用した防犯情報の発信など、警察や学校、関係機関との連携を密にした取組を進め、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

交通安全対策につきましては、交通安全大会や交通安全教室などを通し、子どもから高齢者まで交通事故のない安全・安心なまちへ向けた啓発活動を行うとともに、学校、ＰＴＡや自治会などからの要望を踏まえ、新年度も引き続き通学路に交通安全対策を実施してまいります。

次に、基本政策の５つ目は、幹線道路網や都市公園の整備、また公共交通機関のネットワーク化などにより、利便性を高め、住みやすく快適なまちづくりを推進してまいります。

まず、道路整備につきましては、先ほども申し上げましたとおり、東海環状自動車道の山県インターチェンジから本巣インターチェンジまでが４月６日に開通し、本巣インターチェンジから大野神戸インターチェンジの区間も今年の夏頃に開通する予定となっております。開通を機にアクセス性が格段に向上することから、商業施設への広域集客や輸送時間の短縮による工場立地などが期待されており、本市への経済効果は計り知れないものがあります。そうした経済効果を逃さないためにも、企業立地に伴い必要となる幹線道路やアクセス道路など、本市の景気対策にも資する道路整備を県など関係機関とも協力しながら引き続き進めてまいります。

一方で、開通により市内の交通量も増加することが想定されることから、集落間をつなぐ道路や通学路など市民生活に密着した道路には歩行者、自転車空間を確保するなど、快適であるとともに

安全・安心な道路整備を進めてまいります。

次に、都市公園もとまるパークにつきましては、施設の一部開園以降、市民の憩いの場として非常に多くの子どもたち、家族連れの方々に楽しんでいただいております。さらに、本巣パーキングエリアの供用が開始し、公園と連結すれば、さらなる公園利用、地域振興にもつながるものと期待しております。このチャンスをつかむためにも、もとまるパークの指定管理者と連携を密に、民間事業者のノウハウをしっかりと発揮していただき、きめ細やかな質の高いサービスを提供することで、集客効果を地域へ波及させていきたいと考えております。

そのため、新年度は、もとまるパーク周辺に新たなにぎわい、魅力をつくり出すためのＰＦＩ手法を主体とした民間活力導入の可能性調査を進めてまいりたいと考えております。もとまるパークとの差別化を図り、子育て世代を中心ににぎわいがあふれる場所を目指して、周辺エリアに新たな活気を吹き込んでいきたいと考えております。

公共交通につきましては、高齢化や人口減少、東海環状自動車道などの道路網の整備が進む中で、市民がより暮らしやすいまちにしていくため、新たな地域公共交通計画を策定いたします。既存の公共交通や将来を見越したデマンド交通、ライドシェアなどの導入も視野に、市民生活に欠くことができない地域の公共交通機関を確保・維持し、市民の利便性の向上を図ってまいります。

また、市営バスの故障時など、多目的に利用が可能なマルチパーパスモビリティー、マルモビを新たに導入します。マルモビには電動ステップがついており、高齢者や障がい者の乗降を安全かつスムーズに行えるため、緊急時の代替車両として活用できるほか、災害時にはトイレや救護所、荷物輸送車など、１台の車両を多方面、多目的に活用できます。こうした平時でも有事でもマルチに活用できる車両を公用車として整備してまいります。

環境対策につきましては、脱炭素社会の実現に向けて、２月５日にゼロカーボンシティ宣言をしました。市では既に、市民や事業者とともに、リデュース、リユース、リサイクルの３Ｒの取組をはじめ、ごみの減量化、太陽光発電設備の導入など、脱炭素化社会に向けた取組を進めております。

市役所新庁舎ではＺＥＢ庁舎として、市民サービスや執務環境の快適性を確保しながらエネルギーを削減する環境負荷に寄与した庁舎となっております。

本巣市は森林が８割以上を占め、清流根尾川や豊かな自然、多くの文化財と共に暮らし、文化を育んできました。この市が誇る宝を次世代に継承していくためにも、市民、事業者と共に二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、連携、協力を図りながら、取組の支援と普及促進に向けた啓発活動を進めてまいります。

次に、基本政策の６つ目は、次代を担う子どもたちの教育環境づくりや市民と行政が協働する市民の自発的な活動の支援、生涯にわたり学べる環境づくりを進めることで、元気なまちづくりを推進してまいります。

本巣市では、全ての人々が学ぶ当事者、生きる主体者となって、自らが求める姿を目指すことを教育のコンセプトにしています。

そうした中において、子どもたち自身が生きる主体者となって、こどもまんなか社会の実現を目

指して本巣市こども権利条例の制定を進めてきました。小・中・義学校の児童・生徒2,514人が「とびっきりの自分の一条」を考え、誰にとっても幸せになる条例をつくるために幾度となく話し合い、時には意見をぶつけ合いながら、自分たちの手で条例をつくっていこうと強い決意の下、考えてきました。

監修者である木村泰子先生のお力もお借りしながら、話合いでの気づきや矛盾を繰り返し、子どもたちの口から「一人一人」「みんな」など具体的な仲間の姿が浮かび、その仲間の幸せを願う、そのような気持ちの籠もった誰もが幸せになる権利条例となっております。

今回のこども権利条例制定の過程の中で、子どもたちは対話を通して学び、粘り強く立ち向かいながら自分たちで自己決定していくことで自分の手で未来を切り開く、そんな力をつかむことができたのではないかと考えております。

今後も子どもが主体者となって、自らの幸せな人生を切り開く力を育成していくために、学びやすい環境と学び続けられる教育の充実に努めてまいります。

その一つとして、新年度は小・中・義学校のＩＣＴ機器の整備を進めます。児童・生徒、教職員のタブレット端末を更新するとともに、大型液晶ディスプレーの配備やデジタル教科書、プログラミング学習用キットなども導入します。小・中・義学校のＩＣＴ環境をさらに充実させ、その利活用を促進させることで授業の質を高め、児童・生徒の情報活用能力の育成や自発的な学び、創造性を発揮できるような教育環境を整えてまいります。

また、確かで豊かな学びを実現させるため、根尾学園で実践しているかがやき科やふるさと科の成果を市内の小・中学校に還元し、市内の探求学習の充実を図ってまいります。

さらに、増え続ける不登校児童・生徒に対して適切な支援が行えるよう、引き続き教育センター所長や子ども支援対策監を中心とした相談・支援体制の充実を図るとともに、適応指導教室のたんぽぽ・学び舎をはじめ、不登校関係の民間施設、ＮＰＯとの連携を適切に図り、地域ぐるみのサポートネットワークづくりに努めてまいります。

次世代の防災リーダーの養成につきましては、これまでにジュニア防災リーダーとして115人が認定されるとともに、市内中高生の42人が防災士資格を取得しております。引き続き、新年度もジュニア防災リーダー養成講座を実施し、防災意識や行動力の高い生徒を育成してまいります。

また、昨年発足した本巣市ホープ防災リーダーズに東北研修を実施し、防災の大切さを五感で感じ、防災の中核となる意識と使命感を高めてまいります。

さらに、新たな取組として、昨年、防災訓練の際や合併20周年記念イベントで、東北研修の成果や能登半島地震の被害状況、防災に関する豆知識など、手作りで市民の方に分かりやすく啓発し、参加された市民からも大変好評のお声をいただきました。こうしたホープ防災リーダーズの活動を広く市民の方に知っていただくため、広報「もとす」などに防災啓発の記事を掲載していき、市民の防災意識の向上につなげてまいります。

青少年国内派遣事業につきましては、日本で唯一地上戦となった地、沖縄を訪問し、歴史や地域づくりについて学び、発表することで、主体性と考える力を養い、学校や地域での未来のリーダー

として育成してまいります。

ウオーキング・ランニングのまちづくりにつきましては、市民の方が気軽に参加できるイベントとして内容を見直し、運動に取り組むきっかけづくりから運動習慣の意識づけにつなげ、市民の健康の保持・増進を図ってまいります。

歴史、文化の保存につきましては、昨年、市内で開催した「清流の国ぎふ」文化祭2024での盛り上がりをしっかりと継承し、これからも地域で大切にされてきた伝統文化が途絶えることがないよう、真桑人形浄瑠璃や能郷の能狂言、席田小学校の催馬楽「席田」、外山小の舞楽「振鉾」など、子どもたちが伝統文化に触れる機会を設けるとともに、伝統文化のよさを広く市内外に発信するなど、持続可能な歴史、文化活動の推進に努めてまいります。

最後に、本巣市総合計画の策定について申し上げます。

本市のまちづくりの羅針盤であります第２次本巣市総合計画につきましては、平成28年度から令和７年度までの10年間を計画期間に、市が目指す将来像「自然と都市の調和の中で　人がつながる活力あるまち・本巣」の実現を目指し、様々な施策に取り組んできたところでございます。

しかしながら、昨今の社会情勢は想像を超えるスピードで変化し、市民ニーズも多様化しております。そのため、令和８度からの新たな計画では、重点的に取り組むべき施策の明確化と、計画期間を４年間とすることで様々なニーズに対応していくことができる計画として策定に取り組んでまいります。

以上、市政運営に対する私の所信の一端と、令和７年度予算案などの概要につきまして申し上げさせていただきました。

本巣市も合併して20年がたち、その頃から町の様相も大きく変わってまいりました。市役所新庁舎や都市公園もとまるパーク、東海環状自動車道や周辺道路網の整備、さらに企業の立地など、元気で笑顔あふれるまちづくりへ向けた取組が着実に実を結びつつあると考えております。

しかし、もう一歩前へ、もう一歩先へとこの歩みを止めることなく、東海環状自動車道の開通をチャンスと捉え、その効果を最大限に生かし、次の時代に向かっていけるよう職員と共に知恵を出し、汗をかき、全力で取り組んでまいります。

市民の皆様から、住み続けてよかった、本巣市に住んでよかったと実感してもらえる持続可能なまちへと発展し続けられるよう、厳しい財政状況での市政運営ではございますが、市民の皆様や企業の皆様にも協力を得ながら取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、議員の皆様をはじめ、市民の皆様の一層の御理解と御支援を心からお願い申し上げ、所信表明といたします。ありがとうございました。

○議長（道下和茂君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第４　議案第１号（上程・説明）

○議長（道下和茂君）

日程第４、議案第１号　本巣市こどもの権利条例についてを議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

○市長（藤原　勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第１号　本巣市こどもの権利条例についてでございます。

本巣市の子どもが今と未来を幸せに生きる当事者として、全ての友達の幸せを願い、一人一人の願いを子どもの手により集結した子どもの権利を保障するため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、教育長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（道下和茂君）

ここで暫時休憩します。

午前10時19分　休憩

午前10時43分　再開

○議長（道下和茂君）

それでは、再開します。

議案第１号の補足説明を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、議案第１号　本巣市こどもの権利条例についての補足説明をさせていただきます。

議案の概要の１ページを御覧ください。

まず、条例の大枠、全体像について説明します。

先ほど子どもたちが説明いたしました、子どもたちの手でつくり上げた大切な権利等については、そのままを尊重したいという願いの下、その内容を本巣市こども憲章という形で条例に位置づけました。

このこども憲章の内容は、子どもたちが見いだした子どもらしい表現をそのまま生かして書き表し、子どもたちから発した宣言という趣旨で条例に生かしています。

では、資料の本巣市こども権利条例概要について説明します。

１の制定趣旨には、子どもはかけがえのない存在であり、私たち大人は子どもの潜在能力を伸ばし、自由と可能性を実現すること、また尊厳を持って生きる自由が保障された学校や社会を子どもたちが自分の手で築いていくことが重要であることを示しました。そして、全て子どもが議論しながらつくり上げた願いを本巣市こども憲章と定め、これを基本理念として、全ての子どもが幸せに生きる主体者となるために、この条例を制定することを明記しました。

次に、２の制定内容ですが、第１条に目的を示し、子どもが自分の未来を切り開くことができる

ようこどもの権利を保障し、子どもが幸せに生きることができる社会の実現に向かう取組を推進することを目的としました。

第２条では、子ども、保護者、地域住民等、学校等関係者、教育委員会関係者等の用語の意義を定めています。

第３条では、こどもたちの権利の尊重の重要性に鑑み、市民の代表として市長が、先ほど説明しました本巣市こども憲章を子どもたちによる熟議を経た議論に基づき、子どもたちの名義において定めることとしています。

第４条では、大切なこどもの権利の保障として、子ども自身の手でつくり上げた全ての子どもの思いが込められた宣言であるこども憲章を大切な権利として保障し、尊重されなければならないとしています。

第５条では、「こども憲章」で定める大切なこどもの権利として、子どもが自分の学校を当事者意識及び主体性を持って共創するとともに、自他の自由及び尊厳を尊重する中で、自分が受け入れられ認められることを重視するものとし、市内の小学校、中学校及び義務教育学校に在籍した全ての子どもの願いを包含し、子どもの手でまとめた大切なこどもの権利の重要な要素としています。

最後に、この紙面上の概要には記されておりませんが、条例のほうには附則といたしまして、条例施行の際、第３条の規定に基づき、市長が新たにこども憲章を定めるに当たっては、市内に在籍する2,514人の熟議及び対話を重ねてまとめられたこども憲章案を同条に定める子どもたちの熟議を経た議とみなすとし、条例制定されれば、子どもたちがつくり上げた大切な権利等をこども憲章として定め、子どもたちの熟議や対話を通してつくり上げてきた、これまでの子どもたちの努力を最大限に尊重するという趣旨を示しております。

なお、施行期日については、令和７年４月１日でございます。

補足説明は以上です。

○議長（道下和茂君）

ここで暫時休憩します。11時５分から再開します。

午前10時48分　休憩

午前11時06分　再開

○議長（道下和茂君）

それでは、再開します。

日程第５　議案第２号から日程第７　議案第４号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第５、議案第２号　本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第７、議案第４号　本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

○市長（藤原　勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第２号から議案第４号までにつきましては、いずれも本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

令和７年３月31日をもって任期が満了する安藤秀司氏、古田浩氏、森寛氏をそれぞれ再任したいので、地方税法第423条第３項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（道下和茂君）

議案第２号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第２号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第２号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第２号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員です。御着席ください。したがって、議案第２号　本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第３号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第３号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第３号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第３号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員でございます。御着席ください。したがって、議案第３号　本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第４号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第４号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第４号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第４号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第４号　本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第８　議案第５号から日程第10　議案第７号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第８、議案第５号　人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第10、議案第７号　人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原　勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第５号から議案第７号につきましては、いずれも人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

令和７年６月30日をもって任期が満了いたします藤井賢司氏、髙橋智惠美氏、白木佳子氏をそれぞれ再度推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（道下和茂君）

議案第５号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第５号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第５号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第５号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第５号　人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第６号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第６号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第６号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第６号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員でございます。御着席ください。したがって、議案第６号　人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第７号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第７号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第７号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第７号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第７号　人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第11　議案第８号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第11、議案第８号　本巣市教育長の任命についてを議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

○市長（藤原　勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第８号　本巣市教育長の任命についてでございます。

令和７年３月31日をもって任期が満了いたします川治秀輝氏を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（道下和茂君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番　鍔本議員。

○１３番（鍔本規之君）

今、市長から提案をされたわけでございますけれども、教育長は再任ということの提案だろうと思うわけであります。

その中で教育長は、教育長となってから未来を生き抜く力を育むという教育理念の下、義務教育学校やらホープ防災リーダーズというそういうものを、またまちづくりのまちをつくるというような形で、学校教育の中において、全国的に見ても新しい先駆的な活動をしております。そういうことを鑑みれば再任が適当だろうと思っておりますので、私は再任のほうについてはよしとしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第８号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第８号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第８号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第８号　本巣市教育長の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第12　議案第９号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第12、議案第９号　本巣市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

○市長（藤原　勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第９号　本巣市教育委員会委員の任命についてでございます。

令和７年３月31日をもって任期が満了いたします汲田美枝子氏の後任として、藤木節子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（道下和茂君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第９号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第９号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第９号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第９号　本巣市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第13　議案第10号から日程第31　議案第28号まで（上程・説明）

○議長（道下和茂君）

次に、日程第13、議案第10号　本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例についてから日程第31、議案第28号　本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

○市長（藤原　勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

ちょっとたくさんの議案がございますので、順次提案説明をさせていただきたいと思います。

まず、議案第10号　本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例についてでございます。

公職選挙法第172条の２の規定に基づき、本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙公報の発行について、必要な事項を定めるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第11号　本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてでございます。

公職選挙法第141条第８項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における法第141条第１項第１号の自動車の使用並びに法第142条第１項第６号のビラ及び法第143条第１項第５号のポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定めるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第12号　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第13号　地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第14号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布に伴い、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第15号　本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布による非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第16号　本巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第17号　本巣市基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

地場産品創出等基金を創設するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第18号　人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

令和６年８月の人事院勧告に伴い、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第19号　本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第20号　本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和７年１月の本巣市特別職報酬等審議会の答申に基づき、議員等の報酬額を改定するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第21号　本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和７年１月の本巣市特別職報酬等審議会の答申に基づき、教育長の給料の額を改定するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第22号　本巣市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に。議案第23号　本巣市手話言語条例についてでございます。

障害者の権利に関する条約や障害者基本法において手話が言語であると明記されているが、手話が言語であるとの認識が広く共有される状況にはいまだ至っていないため、本市では手話が言語であるとの認識の下に、手話に対する理解を広げることにより、手話言語を使って安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第24号　本巣市下水道条例の一部を改正する条例についてでございます。

国が進めるデジタル原則に照らした規制の一括見直し及び下水道法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第25号　本巣市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

国が進めるデジタル原則に照らした規制の一括見直しに伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第26号　本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございます。

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第27号　本巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてでございます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に伴い、児童福祉法の一部が改正されたことにより、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第28号　本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

以上、詳細につきましては、議案第10号から議案第17号までは総務部長から、議案第18号から議案第22号までは企画部長から、議案第23号は健康福祉部長から、議案第24号から議案第26号までは水道環境部長から、議案第27号及び議案第28号は教育委員会事務局長からそれぞれ御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（道下和茂君）

議案第10号から議案第17号までの補足説明を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、議案第10号　本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の７ページをお開き願います。

まず、制定の趣旨でございますが、公職選挙法第172条の２の規定に基づき、本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における任意制選挙公報の発行について、必要な事項を定めるものでございます。候補者の政策等を有権者が知る権利を確保するものでございます。

現在、県内21市で市議会議員及び市長の選挙において、選挙公報を発行していないのは、本市も含め４市のみとなっており、そのうち２市は来年度から発行予定でございます。

次に、制定内容の主なものでございます。

第２条の発行関係は、本巣市選挙管理委員会は、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を選挙ごとに１回発行することを規定するもの。

第３条の掲載文の申請関係は、候補者は、その責任を自覚し、第１項の掲載文には他人の名誉を傷つけ、もしくは善良な風俗を害し、または特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、いやしくも選挙公報としての品位を損なう内容を記載してはならないことを規定するもの。

第４条の発行手続関係は、市選挙管理委員会は、第３条第１項の規定による申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならないことを規定するもの。また、一の用紙に２

人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合においては、その掲載する順序は、市選挙管理委員会がくじで定めることを規定するもの。

第５条の配布関係は、選挙公報は、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前２日までに配布することを規定するもの。また、各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、配布すべき日までに新聞折り込み、その他これに準ずる方法により配布を行うことによって配布に代えることができ、この場合において、市選挙管理委員会は、当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならないことを規定するもの。

第６条の発行の中止関係は、法第100条第４項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなったとき、または天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の手続を中止することを規定するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日でございます。

続きまして、議案第11号　本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の９ページをお願いいたします。

まず、制定の趣旨でございますが、公職選挙法の規定に基づき、本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定めるものでございます。

この公営制度は、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、一定の範囲で立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担するものでございます。

県内21市で市議会議員及び市長の選挙において、自動車の使用並びにビラ及びポスター作成の公費負担を行っていないのは、本市を含め数市のみとなっており、それらの市の中でも導入を検討しているところもあるようでございます。

次に、制定内容の主なものでございます。

第２条の自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公費負担関係は、候補者は一定の金額の範囲内で無料で自動車を使用し、またはビラもしくはポスターを作成することができることを規定するものでございます。この一定の金額は、他の自動車を使用する場合は、候補者１人について１日の上限額６万4,500円に選挙運動期間の日数を乗じた額となります。

イのビラを作成する場合は、候補者１人について７円73銭にビラの作成枚数を乗じた額となります。ただし、その枚数の上限は、公職選挙法の規定により、町の選挙は１万6,000枚、議員の選挙は4,000枚と規定をされております。

ウのポスターを作成する場合は、候補者１人について541円31銭に、当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額にポスターの作成枚数を乗じた額でございます。ただし、ポスター枚数の上限は

ポスター掲示場の数となっております。現時点で、本市の掲示場の数は107か所となっております。

第３条の契約締結の届出関係は、公費負担の適用を受けようとする者は、次の区分に応じた契約を締結し、市選挙管理委員会にその旨を届け出なければならないことを規定するものとなっており、アの自動車を使用する場合は、道路運送法第３条第１号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者その他の者との間における自動車の使用に関する有償契約、イのビラを作成する場合は、ビラの作成を業とする者との間におけるビラの作成に関する有償契約、ウのポスターを作成する場合は、ポスターの作成を業とする者との間におけるポスターの作成に関する有償契約でございます。

第４条の自動車を使用する場合の公費の支払関係は、市は、候補者が一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払う金額のうち、一定の金額をその事業者等に対し支払うことを規定するものとなっており、アの当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約、いわゆるタクシーやハイヤーである場合は、当該自動車のそれぞれにつき自動車として使用された各日についてその使用に対して支払うべき金額、当該金額が６万4,500円を超える場合には６万4,500円となりますが、その合計金額となります。

次のイは、当該契約が一般運送契約以外の契約、いわゆるタクシーやハイヤー以外の契約である場合を規定しております。

アの当該契約が自動車の借入れ契約である場合は、当該自動車のそれぞれにつき自動車として使用された各日についてその使用に対して支払うべき金額、当該金額が１万6,100円を超える場合には１万6,100円となりますが、その合計金額となります。

次のイの当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合は、当該自動車に供給した燃料の代金となりますが、１日の上限は7,700円となります。

次のウの当該契約が自動車の運転手の雇用に関する契約である場合は、当該自動車の運転手のそれぞれにつき、自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額となりますが、１日の上限は１万2,500円となります。

第５条、ビラを作成する場合の公費の支払関係は、市は、候補者がビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、ビラの１枚当たりの上限７円73銭に作成枚数を乗じた額を当該ビラの作成業者に対して支払うことを想定するものでございます。先ほど説明させていただいたとおり、枚数には上限があります。

第６条、ポスターを作成する場合の公費の支払関係は、市は、候補者がポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、ポスターの１枚当たりの作成単価に作成枚数を乗じて得た金額を当該ポスターの作成を業とする者に対し、支払うことを規定するものでございます。こちらも先ほど説明させていただいたとおり、枚数に上限があります。

以上、主な内容について説明をさせていただきましたが、いずれの公費負担も供託物が市に帰属することとならない場合に限るものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行し、同日以後その期日を告示される選挙から

適用するものでございます。

続きまして、議案第12号　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の11ページをお願いいたします。

まず、制定の趣旨でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い、引用する条文を整理するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、制定内容の主なものでございますが、第１条関係の本巣市税条例、第２条関係の本巣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、第３条関係の本巣市議会の個人情報の保護に関する条例のいずれも、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条において、新たに第８項として１項追加されたことにより、それ以降の項が一つずつ繰り下がったため、引用する条文を改正するものでございます。

施行期日は令和７年４月１日でございます。

続きまして、議案第13号　地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

議案の概要の22ページをお願いいたします。

制定の趣旨でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、引用する条文を整理するものでございます。

次に、制定内容ですが、第１条関係の本巣市監査員条例、第２条関係の本巣市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例のいずれも、地方自治法において新たに第243条の２の７として１条追加されたことにより、それ以降の条が一つずつ繰り下がったため、引用する条文を改正するものでございます。

施行期日は、地方自治法の一部を改正する法律附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日でございます。

この規定は、令和６年６月26日の公布の日から起算して２年６月を超えない範囲内において政令で定める日とされておりますが、現時点で当該政令は公布されていない状況でございます。

続きまして、議案第14号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

25ページをお願いいたします。

制定の趣旨ですが、刑法等の一部を改正する法律の公布に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されるため、引用する文言を整理するものでございます。

次に、制定内容でございます。

第１編、関係条例の一部改正ですが、記載の５つの条例について、「禁錮」または「懲役」をい

ずれも「拘禁刑」に改めるものでございます。

なお、禁錮の「錮」の字に振り仮名があるものとないものがありますが、法律等に振り仮名がつけられていた時期があったためでございます。

次に、第２編、経過措置の第６条関係の罰則の適用等に関する経過措置ですが、本条例の施行前にした行為の処罰について、なお従前の例によるものとするもの。本条例の施行後にした行為に対しては、他の条例の規定により改廃前の罰則を適用する場合において、規定中に旧刑法に規定する懲役、禁錮または拘留が含まれるときは、懲役または禁錮は「有期拘禁刑」と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とするものとするものとするものでございます。

次の第７条関係の人の資格に関する経過措置ですが、人の資格に関する法令の規定を適用する場合において、他の条例の規定により改廃前の規定の例によることとされるものについて、「無期拘禁刑」に処せられた者は「無期禁錮」に処せられた者と、「有期拘禁刑」に処された者は「有期禁錮」に処せられた者と、「拘留」に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられたものとみなすというものでございます。

最後の第８条関係、本巣市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置ですが、刑法等の一部を改正する法律、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律及び本条例の施行前に禁錮以上の刑が定められている罪で起訴された者は、拘禁刑が定められている罪で起訴された者とみなすというものでございます。

施行期日につきましては、令和７年６月１日の刑法等の一部を改正する法律の施行の日でございます。

続きまして、議案第15号　本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

33ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨でございますが、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布による非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容の主なものでございます。

第５条第２項第１号及び別表関係でございますが、非常勤消防団員または非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、または障がいの状態となった場合等に行う損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について、記載のとおり改正するものでございます。

左側の額が今回の改正額、右側の括弧の額が改正前の額となっております。

次の第５条第２項第２号関係ですが、消火作業等に協力した消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額について現行の「9,100円」から「9,700円」に、また最高額を現行の「１万4,200円」から「１万4,500円」に改正するものでございます。

次の第５条第３項関係ですが、扶養に係る補償基礎額の加算額について、配偶者分は減額し、22

歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子は増額するものでございます。

なお、改正後の金額は、いずれも改正後の政令と同額でございます。

34ページをお願いいたします。

施行期日につきましては、令和７年４月１日でございます。

最後に、経過措置ですが、この改正による補償基礎額の規定は、この条例の施行日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間における傷病補償年金等については、改正前の規定が適用されるものでございます。

続きまして、議案第16号　本巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

37ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨でございますが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、消防団員退職報償金の勤務年数区分について、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容ですが、退職報償金支給額表中勤務年数区分に、新たに「35年以上」を追加するものでございます。これまでは、どれだけ勤務しても30年以上の区分で頭打ちとなっていたものを拡大し、シニア層の団員の活躍を促進するものでございます。

なお、改正後の金額は、改正後の政令と同額でございます。

施行期日につきましては、令和７年４月１日でございます。

経過措置といたしましては、この改正による退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、施行日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、施行日前に退職した非常勤消防団員については、改正前の規定が適用されるものでございます。

次に、議案第17号　本巣市基金条例の一部を改正する条例でございます。

39ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、本巣市新たな地場産品創出等推進条例第４条の規定に基づき、新たな地場産品の創出等に取り組む事業者に対し、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより資金調達した寄附額の10分の４に相当する額を、資金調達した翌年度以降に補助金として交付するための資金に充てるため、地場産品創出等基金の創設について所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、地場産品創出等基金を創設するに当たり、本巣市基金条例第２条の表を改めるものでございます。

41ページの新旧対照表をお願いいたします。

右側が改正前、左側が改正後となっております。

左側の上段ですが、(6)地場産品創出等基金を追加し、その後の番号を一つずつ繰り下げるもの

でございます。

施行期日につきましては、公布の日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

ここで暫時休憩といたします。再開は13時より再開をいたしますので、よろしくお願いします。

午前11時51分　休憩

午後０時58分　再開

○議長（道下和茂君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議席番号16番　大西徳三郎議員が早退されましたので御報告をいたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

議案第18号から議案第22号までの補足説明を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、議案第18号　人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の43ページをお願いします。

まず、１の制定の趣旨でございますが、国家公務員の給与の引上げ等を求めた令和６年８月の人事院勧告に伴いまして、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

２の制定内容でございます。

第１条につきましては、本巣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございまして、まず第７条関係、給与に関する特例として、特定任期付職員業績手当を廃止するもので、第９条関係、給与条例の適用除外等として、期末手当の率を「100分の172.5」から「100分の95」に引き下げ、勤勉手当を支給可能とし、その支給率を「100分の87.5」とするものでございます。

第２条につきましては、こちらは本巣市職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、その主なものといたしましては、第７条関係、昇給として、管理職員についての標準的な昇給数を４号給とするもの、第12条及び第13条関係、扶養手当といたしまして、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当を１万円から１万3,000円に引き上げるものでございます。

そのほか、第15条関係、通勤手当といたしまして、支給上限を５万5,000円から15万円に引き上げるものでございます。

少し下になりますが、第31条関係、特定の職員についての適用除外といたしまして、定年前再任用短時間勤務職員への住居手当を支給可能にするものでございます。

そのほか、別表第１（第３条関係）としまして、主査以上、３号給以上の給料月額の最低水準を引き上げるものでございます。

第３条につきましては、本巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございまして、別表第１、第２（第４条関係）としまして、会計年度任用職員の行政職及び医療職の給料表について、本巣市職員の給与に関する条例の規定に倣い、所要の改正を行うものでございます。

第４条につきましては、本巣市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正でございまして、第２条関係、給与の種類として、定年前再任用短時間勤務職員への住居手当を支給可能にするものでございます。

第５条関係につきましては、こちらは本巣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございまして、まず第５条関係、扶養手当として、配偶者に係る扶養手当を廃止するものでございます。

さらに、第11条の２関係、管理職員特別勤務手当として、平日深夜に係る支給対象時間の拡大をするもの。

さらに、第18条関係、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外といたしまして、定年前再任用短時間勤務職員への住居手当を支給可能にするものでございます。

第６条につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正でございまして、まず第２条関係、定義といたしまして、地方公務員法の改正に伴い所要の改正を行うもの、これは改正法附則の項ずれによる整理を行うものでございます。

第６条関係、本巣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置として、暫定再任用職員への住居手当を支給可能にするものでございます。

こちらの施行期日ですが、令和７年４月１日でございます。

続きまして、議案第19号　本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

引き続き、議案の概要91ページをお願いいたします。

１の改正趣旨でございますが、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児のための所定外労働の制限、用語の定義等について、所要の改正を行うものでございます。

２の改正内容でございます。

(1)第８条の３関係、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務として、第２項中、読替規定について所要の改正を行うものでございます。

(2)第８条の４関係、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限として、第１項、第３項及び第４項中、読替規定等について、こちらも所要の改正を行うものでございます。

また、第２項について、子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合において、任命権者等が所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を、３歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大するものでございます。

(3)第16条関係、介護休暇として、用語の定義、配偶者の定義について所要の改正を行うもので

ございます。

適用関係でございますが、施行期日は令和７年４月１日でございます。

なお、経過措置といたしまして、この条例の施行の日以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第８条の４第２項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても市の規則の定めるところにより、当該請求を行えるものとするものでございます。

続きまして、議案第20号　本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案の概要のほうは95ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、令和７年１月の本巣市特別職報酬等審議会の答申に基づき、議員等の報酬額を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

２の改正内容でございますが、議員報酬月額を議長については「37万円」から「39万5,000円」に、副議長については「32万円」から「34万2,000円」に、議員については「30万円」から「32万1,000円」に改めるものでございます。

施行期日は令和７年10月１日からでございます。

続きまして、議案第21号　本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

こちらは、議案の概要97ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、令和７年１月の本巣市特別職報酬等審議会の答申に基づき、教育長の給料の額を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、教育長の給料月額を「58万円」から「62万円」に改めるものでございます。

施行期日は令和７年４月１日からでございます。

続きまして、最後になりますが、議案第22号　本巣市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案の概要99ページをお願いいたします。

１の改正趣旨でございますが、甲乙地方等の区分について引用する国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、当該規定が削られたため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございます。

(1)の別表第１関係、内国旅行の旅費として、内国旅行の旅費の地方の区分について、国家公務員等の旅費に関する法律の規定の例によるものを、当該規定が削られましたため、市の規則で定めるものに改めるものでございます。

(2)別表第２関係、外国旅行の旅費として、外国旅行の旅費の地方の区分について、国家公務員等の旅費に関する法律の規定の例によるものを、当該規定が削られましたため、市の規則で定めるものに改めるものでございます。

施行期日は令和７年４月１日でございます。

以上、議案第18号から第22号までの補足説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

議案第23号の補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、議案第23号　本巣市手話言語条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の104ページをお開きください。

まず、１の制定の趣旨でございますが、平成18年に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年改正の障害者基本法におきまして、手話が言語であると明記されたところでございますが、いまだ手話が言語であるとの認識は広く共有される状況には至っていないことから、手話に対する理解を広げることにより、手話言語を使って安心して暮らすことができる地域社会を実現するために、この条例を定めるものでございます。

次に、２の制定内容でございます。

第１条の目的関係は、手話が言語であることの理解の促進と手話言語を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定めることで、聾者と聾者以外の方が共に生きる地域社会の実現を目指すものでございます。

第２条の定義関係は、手話言語、市民、聾者、事業者の定義を規定しております。

第３条の基本理念関係は、手話言語に対する理解の促進は、聾者と聾者以外の方がお互いの人格や個性を尊重し合う地域共生社会を目指して行うものとし、また聾者が手話言語による意思疎通を円滑に図る権利は尊重されることを基本として行うことを規定しております。

第４条の市の責務関係は、市は基本理念にのっとり、聾者が手話言語による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加しやすい環境を促進するための施策を講ずることを規定しております。

第５条の市民等の役割関係は、市民、聾者、事業者の役割を規定するものでございます。市民は手話の必要性について理解し、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めること、聾者は手話言語の普及に努めること、事業者は聾者が利用しやすいサービスの提供や働きやすい環境整備に努めることを定めております。

第６条の施策の策定及び推進関係は、市は、手話が言語であることの理解促進と手話言語を使用しやすい環境整備に関する施策を定め、総合的かつ計画的に推進することを規定しております。

第７条の財政措置関係は、市は、手話言語に関する施策に必要な財政上の措置を講ずることを規定しております。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行とするものでございます。

以上、議案第23号の補足説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

議案第24号から議案第26号までの補足説明を水道環境部長に求めます。

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

それでは、議案第24号　本巣市下水道条例の一部を改正する条例につきまして補足説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の106ページをお開きください。

１の改正趣旨でございますが、国が進めるデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づき、排水設備工事責任技術者の常駐・専任規制が緩和されたこと及び下水道法施行令の一部改正され、下水道処理施設からの放流水の基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

２の改正内容でございますが、第７条関係でございます。営業者ごとの排水設備工事責任技術者の専属させる規定が見直されることにより、専属を選任に改めるものでございます。

11条関係でございます。放流水の基準が見直されたことに伴い、「大腸菌群数」から「大腸菌数」に改めるものでございます。

３．施行期日は令和７年４月１日でございます。

次に、議案第25号　本巣市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例につきまして補足説明させていただきます。

議案の概要の108ページをお開きください。

１の改正趣旨でございますが、国が進めるデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づき、排水設備工事責任技術者の常駐・専任規制が緩和されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

２の改正内容でございます。

第８条関係でございますが、営業所ごとの排水設備工事責任技術者を専属させる規定が見直されたことにより、専属を選任に改めるものでございます。

３．施行期日は令和７年４月１日でございます。

次に、議案第26号　本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして補足説明させていただきます。

議案の概要110ページをお開きください。

１の改正趣旨でございますが、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

２の改正内容でございますが、水道整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保を目的に、学歴及び学科要件の追加や技術上の実務経験数の見直し等が行われたことにより改めるものでございます。

39条関係でございますが、布設工事監督者の資格でございます。学歴及び学科の要件、技術上の実務経験数の見直しのほか、新たに１級土木施工管理技士の資格者が追加され、改正後のとおり改

めるものでございます。

次に、次ページをお願いします。

第40条関係、水道技術管理者の資格でございますが、学歴及び学科要件、技術上の実施経験数の見直しのほか、新たに１級土木管理技士の資格者等の追加がされ、改正後のとおり改めるものでございます。

３．施行期日につきましては、令和７年４月１日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

議案第27号及び議案第28号の補足説明を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（髙木孝人君）

それでは、議案第27号　本巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要116ページをお開きください。

まず、１の制定趣旨でございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、児童福祉法の一部が改正され、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度になりますが、この事業を実施する上で、新たに児童福祉法に基づく市の許可基準として位置づけられたことにより、許可の基準として、乳児等通園支援事業の施設整備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を定めるものでございます。

次に、制定内容につきましては、乳児等通園支援事業とは、事業の実施体制により、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業に区分され、それぞれ内閣府令に定められる従うべき基準及び参酌すべき基準に沿って、利用する乳幼児の良質な成育環境を整備し、子育て家庭に対する支援を強化するための基準を定めるものであります。

なお、この条例の施行期日につきましては、令和７年４月１日でございます。

続きまして、議案第28号　本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の117ページを御覧ください。

初めに、改正趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、栄養士法の改正に伴う児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、関連する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございますが、第16条関係において、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等により、家庭的保育事業所等の利用乳幼児に対する食事の提供を事業所外で調理し、搬入する方法により行うことができる要件として、栄養士の配置を求めていた規定において、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合においても要件を満たすことができることとされたことから、

管理栄養士を追加するものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和７年４月１日でございます。

議案第27号及び28号の補足説明は以上でございます。

日程第32　議案第29号から日程第34　議案第31号まで（上程・説明）

○議長（道下和茂君）

日程第32、議案第29号　金原辺地に係る総合整備計画の策定についてから日程第34、議案第31号本巣東辺地に係る総合整備計画の変更についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

○市長（藤原　勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第29号　金原辺地に係る総合整備計画の策定についてでございます。

金原辺地に係る総合整備計画を新たに策定するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第30号　根尾西辺地に係る総合整備計画の策定についてでございます。

現在の根尾西辺地に係る総合整備計画の期間が令和６年度で終了するため、新たな計画の策定について議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第31号　本巣東辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

本巣東辺地に係る総合整備計画について、辺地対策事業債の予定額を変更する必要が生じたため、計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。

以上、詳細につきまして、議案第29号から議案第31号は、いずれも各部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（道下和茂君）

議案第29号から議案第31号までの補足説明を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、議案第29号、金原辺地に係る総合整備計画につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案107ページと議案の概要の119ページをそれぞれ御覧願います。

金原辺地総合整備計画につきましては、計画期間が平成21年度から平成25年度までの前計画以降、同区域内での計画がなく、今回、令和７年度から令和11年度までの５年間の計画を策定するものでございます。

本区域につきましては、議案の概要の119ページの事業計画位置図に太線で囲っておりますところが辺地の区域でございまして、金原地区になります。

辺地の中心は金原833番地、辺地度点数は106点であります。

整備計画の事業としましては、３．公共的施設の整備計画にございますように、林道整備事業と

いたしまして、谷山線県単改良事業を計画しておりまして、総事業費は5,000万円といたしております。

次に、続きまして、議案第30号、根尾西辺地に係る総合整備計画につきまして、補足説明をさせていただきます。

こちらは議案は109ページ、議案の概要については120ページをそれぞれ御覧願います。

根尾西辺地計画につきましては、前計画が令和２年３月の議会定例会におきまして計画の議決をいただきましたが、計画期間が令和６年度をもちまして終了となりますことから、今回令和７年度から令和11年度までの５年間の計画を策定するものでございます。

本区域につきましては、議案の概要の120ページの事業計画位置図に太線で囲っておりますところがその区域でございまして、根尾長嶺、根尾大井、根尾天神堂、根尾長島、根尾能郷、根尾黒津、根尾越波及び根尾大河原でございます。

辺地の中心は根尾長嶺248番地、辺地度点数は223点であります。

整備計画の事業といたしましては、３．公共的施設の整備計画にございますように、まず市道の整備といたしまして、市道根尾83号線の舗装事業として事業費を2,000万円を、道路線の災害防除事業として事業費を6,000万円、合わせて事業費を8,000万円といたしております。

次に、林道の事業といたしましては、林道折越線改良事業、林道岩の子線橋梁補修事業のほか、林道河内谷線改良事業の３路線の林道事業を計画しておりまして、その事業費は8,250万円で、市道及び林道を合わせまして、総事業費を１億6,250万円といたしております。

各事業の施工場所につきましては、先ほど御覧をいただきました議案の概要の120ページの事業計画の位置図に記載させていただいております。

続きまして、議案第31号　本巣東辺地に係る総合整備計画の変更につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案第31号につきましては、本巣東辺地に係る総合整備計画の変更でございまして、今回事業費の変更などによりまして、辺地対策事業債の予定額を変更する必要が生じましたことから、計画の変更を行うものでございます。

変更の内容については、議案の概要の122ページを御覧いただきたいと思います。

計画変更参考資料の新旧対照表になりますが、区分３の公共的施設の整備計画で、市道につきまして、市道本巣3039号線道路法面整備事業の増などによりまして、事業費、辺地対策事業債の予定額ともに増額となっております。

一方、林道岩屋線改良事業における入札差金による事業費の減により、事業費、辺地対策事業債の予定額ともに減額となっておりまして、トータルといたしましては総事業費4,246万7,000円、辺地対策事業債の予定額は400万円を増額し、3,430万円とするものでございます。

以上、議案第29号から31号までの補足説明とさせていただきます。

日程第35　議案第32号から日程第37　議案第34号まで（上程・説明）

○議長（道下和茂君）

日程第35、議案第32号　令和６年度本巣市一般会計補正予算（第９号）についてから日程第37、議案第34号　令和６年度本巣市企業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原　勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第32号　令和６年度本巣市一般会計補正予算（第９号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億5,127万8,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、新しい地方経済・生活環境創生交付金及び一般補助施設整備等事業債等の新規計上、普通交付税、障害者自立支援給付費負担金及び企業版ふるさと納税寄附金等の増額並びに財政調整基金繰入金の減額でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、認知症高齢者グループホームの施設大規模修繕に伴う地域介護・福祉空間整備等施設整備費等補助金及び災害対策用車両及び自動ラップ式トイレの導入に伴う備品購入費等の新規計上、国の補正予算により、臨時財政対策債償還基金費が普通交付税により追加交付されたことに伴う減債基金積立金、障がい者の就労支援サービス利用者の増に伴う介護・訓練等給付費及び岐阜市消防職員の給与改定及び退職希望者の増に伴う消防事務委託金等の増額並びに後期高齢者医療特別会計繰出金及び公債費、償還元金の減額でございます。

また、低所得世帯支援給付金給付事業のほか、市道の新設及び改良等に係る整備事業、もとまるパーク整備事業等の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、議案第33号　令和６年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ842万5,000円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、保険料の増に伴う後期高齢者医療保険料、保険基盤安定繰入金及び前年度繰越金の増額並びに事務費繰入金の減額でございます。

また、歳出といたしましては、後期高齢者医療保険料収入の増に伴う保険料等負担金の増額でございます。

次に、議案第34号　令和６年度本巣市企業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）についてでございます。

浅木地区企業用地造成事業につきまして、測量調査設計等委託料及び造成工事に繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上、詳細につきまして、議案第32号は副市長から、議案第33号は市民部長から、議案第34号は産業経済部長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜り

ますようお願いを申し上げます。

○議長（道下和茂君）

議案第32号の補足説明を副市長に求めます。

○副市長（谷口博文君）

それでは、議案第32号　令和６年度本巣市一般会計補正予算（第９号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案のつづりの111ページの次にございます一般会計補正予算書（第９号）の１ページをお開き願います。

第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億5,127万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205億7,487万9,000円とするものでございます。

次に、５ページをお開き願います。

第２表といたしまして、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

上段の高齢者福祉施設等整備費補助事業につきましては、介護施設の施設改修事業費に対して補助を交付する事業が国の二次協議による事業であり、年度内の事業完了が見込めないこと、その下、低所得世帯支援給付金給付事業につきましては、システムの改修完了に期間を要し、年度内の給付完了が見込めないこと、その下、子育て世帯応援給付金給付事業につきましては、令和７年３月31日までに出生及び転入した児童を対象とすることから、その把握に期間を要し、年度内の給付完了が見込めないこと、その下の林道整備事業から、その４つ下のもとまるパーク整備事業までの５事業につきましては、いずれも関係者や関係機関との調整に不測の時間を要したことにより、年度内の完成が困難になったことによるものでございます。

その下、災害対策車両等整備事業につきましては、国の補正予算事業であり、年度内の納品が見込めないこと、その下の屋外運動場整備事業につきましては、真正中学校のグラウンドに係るもので、相手方との交渉が難航しており年度内の完成が見込めないこと等により、10件の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、６ページをお開き願います。

第３表といたしまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

消防債でございますが、災害対策車両等整備事業で、災害対策車両としてのトイレカーの導入により530万円の増額でございます。

続きまして、歳入歳出補正予算の主なものにつきまして説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要のつづりの122ページの次にございます令和６年度３月補正予算の概要を御覧願います。

まず、歳入でございますが、上段の地方交付税２億1,101万2,000円につきましては、交付額決定による増額でございます。

その下、国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金1,721万1,000円と、その３つ下、県負担金の

障害者自立支援給付費負担金860万5,000円につきましては、障がい者の就労支援サービス利用者増に伴う介護・訓練等給付費に対する負担金の増額でございます。

国庫補助金の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金773万円につきましては、認知症高齢者グループホーム施設の大規模修繕事業費に対する交付金の新規計上で、その下、新しい地方経済・生活環境創生交付金746万3,000円につきましては、避難所の生活環境改善のための災害対策用車両等購入事業費に対する交付金の新規計上でございます。

その３つ下、財産運用収入357万5,000円につきましては、旧もとす合同庁舎に係る土地貸付収入の増額と財政調整基金のほか、各基金の利率上昇に伴う基金利子の増額でございます。

２ページを御覧ください。

寄附金430万7,000円につきましては、根尾川花火大会事業に対して、一般社団法人里山ジビエ会からの商工費寄附金の新規計上、もとまるパーク整備事業及び子育て世代支援事業に対する企業版ふるさと納税寄附金の増額、健康増進対策に対する明治安田生命保険相互会社からの保健衛生費寄附金の新規計上でございます。

その下、繰入金、財政調整基金繰入金１億2,900万円の減額につきましては、財源調整によるものでございます。

その下、諸収入の介護保険地域支援事業収入319万2,000円につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業費に対する事業収入の増額でございます。

その下、ハロウィンジャンボ宝くじ等収益金549万5,000円とサマージャンボ宝くじ等収益金511万円につきましては、県に配分されたそれぞれの収益金の一部が岐阜県市町村振興協会を通じて交付されるものでございます。

市債につきましては、地方債の補正のところで説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、３ページを御覧ください。

歳出でございます。

総務費の減債基金費7,742万円につきましては、国の補正予算で臨時財政対策債償還基金費が追加交付されたことに伴う積立金の増額でございます。

その下、公共施設等整備基金費300万円につきましては、旧もとす合同庁舎土地貸付収入等の増に伴う積立金の増額でございます。

その２つ下、地場産品創出等基金費253万円につきましては、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングによる寄附金の一部を、翌年度に新たな地場産品創出等推進事業補助金として交付するための財源として、積立金を新規計上するものでございます。

その下、民生費、社会福祉総務費649万7,000円につきましては、消費税の取扱いに伴う自立相談支援事業委託料の増額でございます。

その下、障害者福祉費3,526万9,000円につきましては、消費税の取扱いに伴う委託料及び就労支援サービス利用者の増に伴う介護・訓練等給付費の増額でございます。

その下、老人福祉費1,092万2,000円につきましては、消費税の取扱いに伴う委託料の増額及び認知症高齢者グループホーム施設の大規模修繕に伴う地域介護・福祉空間整備等施設整備費等補助金の新規計上でございます。

４ページを御覧ください。

商工費、根尾川花火大会基金費320万円につきましては、ふるさともとす応援寄附金の寄附金額の増及び根尾川花火大会事業に対する寄附に伴う積立金の増額でございます。

その下、消防費2,541万1,000円につきましては、常備消防費として、岐阜市消防職員の給与改定及び退職希望者の増に伴う消防事務委託金の増額、災害対策費として、災害対策用車両及び自動ラップ式トイレ導入に伴う消耗品費、役務費の増額及び備品購入費、自動車重量税の新規計上でございます。

その４つ下、公債費1,090万3,000円の減額につきましては、利率見直し方式で借り入れた市債の利率見直し及び借入れ対象事業の実績額による償還元金の減額と償還利子の増額でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

議案第33号の補足説明を市民部長に求めます。

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、議案第33号　令和６年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

補正予算書につきましては、議案のつづりの一般会計補正予算書の次にございます１ページを御覧ください。

第１条でございますが、補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ842万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億8,442万5,000円とするものでございます。

それでは、詳細につきまして事項別明細書にて説明をさせていただきますので、６ページを御覧ください。

初めに、歳入でございます。

１款後期高齢者医療保険料、１項２目普通徴収保険料783万9,000円の増額につきましては、当初見込んでおりました被保険者数が増加したことによるものでございます。

次に、３款繰入金、１項１目一般会計繰入金287万9,000円の減額につきましては、令和５年度の繰越金が確定したことによる事務費繰入金346万5,000円の減及び保険料軽減に伴う保険基盤安定繰入金の額が確定したことによる58万6,000円の増によるものでございます。

次に、４款１項１目繰越金346万5,000円の増額につきましては、前年度繰越金が確定したことによるものでございます。

次に、歳出でございます。

７ページを御覧ください。

１款総務費、１項１目一般管理費と、次の２項１目徴収費につきましては、歳入で御説明申し上げました一般会計繰入金を減額したことによる財源更正によるものでございます。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金842万5,000円の増額につきましては、保険料等負担金として、歳入で御説明申し上げました普通徴収保険料と一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金を合計した額を計上するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

議案第34号の補足説明を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、議案第34号　令和６年度本巣市企業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案のつづりにございます令和６年度本巣市企業用地造成事業特別会計補正予算書（第１号）をお願いします。

２ページの第１表　繰越明許費をお願いします。

今回の補正は、歳入歳出額の増減はなく、繰越明許のみの補正をお願いするものです。

浅木地区企業用地造成事業につきましては、県が発注する工事から残土の受入れを予定しておりましたが、今年度内の搬入完了が困難となったことから、関係する予算を繰り越すものでございます。

繰越しの主な内容ですが、造成第２期工事に係る設計委託料と工事費でございます。

補足説明は以上でございます。

日程第38　議案第35号から日程第43　議案第40号まで（上程・説明）

○議長（道下和茂君）

日程第38、議案第35号　令和７年度本巣市一般会計予算についてから日程第43、議案第40号　令和７年度本巣市下水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原　勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第35号　令和７年度本巣市一般会計予算についてでございます。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ202億5,000万円でございまして、前年度予算額に比べ５億3,000万円、2.7％の増額でございます。

歳入の主なものといたしまして、市税につきましては総額55億2,047万4,000円でございます。市

税につきましては、主に定額減税終了に伴う市民税の増などにより、前年度予算額より２億8,424万7,000円の増額となっております。

地方消費税交付金につきましては、5,600万円の増額となる８億5,700万円を計上しております。

地方特例交付金につきましては、主に定額減税終了に伴い、１億5,050万6,000円の減額となる4,515万1,000円を計上しております。

地方交付税につきましては、普通交付税２億5,000万円の増により、50億2,000万円を計上しております。

国庫支出金につきましては、総額17億3,707万7,000円でございます。主に児童手当負担金など国庫負担金の増などにより、前年度予算額より２億2,639万5,000円の増額となっております。

県支出金につきましては、総額11億380万3,000円でございます。主に公立小中学校等情報機器整備事業費補助金など県補助金の増により、前年度予算額より7,674万2,000円の増額となっております。

寄附金につきましては、94万2,000円の減により、総額10億1,670万8,000円を計上しております。

繰入金につきましては、総額７億5,284万5,000円でございます。主に公共施設等整備基金繰入金の皆減などにより、前年度予算額より８億4,603万6,000円の減額となっております。

諸収入につきましては、総額６億8,559万2,000円でございます。主に消防署整備費負担金１億686万5,000円の増により、前年度予算額より１億552万円の増額となっております。

市債につきましては、総額21億5,780万円でございます。主に土木債の緊急自然災害防止対策事業債及び消防債の緊急防災・減災事業債の増などにより、前年度予算額より６億80万円の増額となっております。

歳出の主なものといたしましては、総務費関係では、災害時にトイレカーや救護所などとして多目的に活用できる公用車を導入する多目的車両導入事業、また第２次総合計画が令和７年度末で終期となるため、計画期間を４年とする（仮称）市政運営指針を策定する総合計画策定事業、国または地方公共団体が費用を負担して選挙運動を行い、もしくは選挙を行うに当たり、便宜を供与し、または候補者の選挙運動の費用を負担する市議会議員選挙における選挙公営実施事業などに、総額29億1,458万2,000円を計上しております。

民生費関係では、高齢者向けｅスポーツ教室を開催し、高齢者のフレイル予防及び認知症予防に取り組み、健康寿命の延伸に努める高齢者向けｅスポーツ教室事業、また全ての子育て家庭に対し、就労用件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業や、家事・育児等の不安や負担を抱えた家庭の家事・育児支援を実施する子育て世帯訪問支援事業などに、総額48億6,631万8,000円を計上しております。

衛生費関係では、妊産婦に支援給付を行う妊婦のための支援給付事業をはじめ、合併処理浄化槽設置事業補助金や真正ストックヤード外装改修事業などに、総額14億5,677万6,000円を計上しております。

農林水産業費関係では、神海地区において、土地改良事業を実施する神海地区農地整備事業、老

朽化による更新・補修等を行う政田用水改修事業、森林経営管理法に基づく計画策定などを行う森林環境譲与税事業などに、総額６億626万9,000円を計上しております。

商工費関係では、新たに進出する企業や工場等を増設する企業に対し、奨励金を交付する企業立地促進奨励金交付事業、また市内事業者の事業継続と地域経済の活性化を図るため、事業者サポート補助金交付事業、また東海環状自動車道本巣インターチェンジ、本巣パーキングエリア開通記念イベント事業などに、総額５億5,977万2,000円を計上しております。

土木費関係では、河川緊急自然災害防止対策事業、また本巣パーキングエリア周辺のさらなる魅力の向上と新たなにぎわいを創出するために、民間と連携して行うＰＰＰ／ＰＦＩ手法を主体とした公共施設等運営事業等導入のための可能性調査を行う本巣パーキングエリア周辺施設整備・運営事業、その他、道路新設改良事業等を引き続き推進するための予算を総額24億285万1,000円計上しております。

消防費関係では、岐阜市への消防事務委託事業、また消防力適正配置計画に基づき、署所の再配置を行う本巣北分署整備事業、消防署整備事業などに、総額22億2,604万2,000円を計上しております。

教育費関係では、令和２年に導入したタブレット端末の更新と各学校に大型ディスプレーの配置を行う小学校及び中学校ＩＣＴ機器整備事業、また指定避難所内の生活環境整備を図る土貴野小学校及び根尾学園屋内運動場空調設置事業、また健康維持増進を目指すウオーキング・ランニングのまちづくり事業、県内産食材を優先的に使用する地産地消拡大事業などに、総額32億435万2,000円を計上しております。

以上、一般会計予算の詳細につきましては、改めて後日開催されます予算決算委員会で副市長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第36号　令和７年度本巣市国民健康保険特別会計予算についてでございます。

事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億4,400万円でございまして、前年度予算額に比べ6,600万円の減額となっております。

減額の要因としましては、主に被保険者数の減少による療養給付費の減額によるものでございます。

施設勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億8,000万円でございまして、前年度予算額に比べ4,000万円の減額となっております。

減額の要因としましては、主に医師等退職による人件費の減によるものでございます。

次に、議案第37号　令和７年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ５億9,700万円でございまして、前年度予算額に比べ2,100万円の増額となっております。

増額の要因としましては、主に後期高齢者医療広域連合納付金の増額によるものでございます。

以上、議案第36号及び議案第37号の詳細につきましては、改めて後日開催されます予算決算委員会で市民部長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第38号　令和７年度本巣市企業用地造成事業特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億3,000万円でございまして、前年度予算額に比べ3,000万円の減額となっております。

減額の要因としましては、主に浅木地区企業用地造成事業における造成工事費の減額によるものでございます。

以上、議案第38号の詳細につきましては、改めて後日開催されます予算決算委員会で産業経済部長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第39号　令和７年度本巣市水道事業会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出につきましては、収益的収入は９億3,800万円でございまして、前年度予算に比べ1,800万円の増額となっております。

増額の要因としましては、主に料金改定による給水収益の増額によるものでございます。

収益的支出は９億800万円でございまして、前年度予算に比べ1,400万円の増額となっております。

増額の要因としましては、主に修繕費の増額によるものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は３億8,143万6,000円でございまして、前年度予算に比べ606万8,000円の減額となっております。

減額の要因としましては、主に企業債借入れ額の減額によるものでございます。

資本的支出は７億2,450万9,000円でございまして、前年度予算に比べ3,151万7,000円の減額となっております。

減額の要因としましては、主にスマートメーター器購入費の減額によるものでございます。

次に、議案第40号　令和７年度本巣市下水道事業会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出につきましては、収入、支出それぞれ12億5,300万円でございまして、前年度予算に比べ300万円の増額となっております。

収益的収入の増額の要因としましては、主に国・県補助金の増額によるものでございます。

収益的支出の増額の要因としましては、主に下水道全体計画・事業計画策定による増によるものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は３億6,409万9,000円でございまして、前年度予算に比べ1,300万4,000円の増額となっております。

増額の要因としましては、主に県補助金、企業債借入れ額の増額によるものでございます。

資本的支出は５億1,735万8,000円でございまして、前年度予算に比べ2,703万7,000円の増額となっております。

増額の要因としましては、主に処理場建設改良費の増額によるものでございます。

以上、議案第39号及び議案第40号、いずれも詳細につきましては、改めて後日開催されます予算決算委員会で水道環境部長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

以上、今議会に提出いたしました全議案につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうござ

います。

日程第44　議員派遣について

○議長（道下和茂君）

日程第44、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

散会の宣告

○議長（道下和茂君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

２月26日水曜日午前９時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後２時03分　散会